

広陵町出産・子育て応援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙の伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（以下「国要綱」という。）別添2に基づき支給する給付金（以下「給付金」という。）を妊娠の届出及び出産の届出を行った妊婦、子育て世帯等に対し支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 広陵町出産応援給付金（出産応援ギフト（国要綱別添2の第2のIに規定する出産応援ギフトをいう。以下同じ。）として本町が支給する給付金をいう。以下「出産応援給付金」という。）
- (2) 広陵町子育て応援給付金（子育て応援ギフト（国要綱別添2の第2のIIに規定する子育て応援ギフトをいう。以下同じ。）として本町が支給する給付金をいう。以下「子育て応援給付金」という。）

(支給対象者)

第3条 出産応援給付金の支給の対象となる者（以下「出産応援給付金支給対象者」という。）は、次に掲げる者のうち、第5条第1項及び第2項の規定による申請をする日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、次に掲げる者のうち、同日において町内に居住する者を出

産応援給付金支給対象者とすることができる。

(1) 令和5年3月1日（以下「事業開始日」という。）以後に妊娠の届出（母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の妊娠の届出をいう。以下同じ。）をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。以下同じ。）

(2) 令和4年4月1日から事業開始日の前日までに出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）

(3) 令和4年4月1日から事業開始日の前日までに妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、前号の者を除く。）

2 子育て応援給付金の支給の対象となる者（以下「子育て応援給付金支給対象者」という。）は、次に掲げる児童を養育する者のうち、第5条第3項及び第4項の規定による申請をする日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、次に掲げる児童を養育する者のうち、同日において町内に居住する者を子育て応援給付金支給対象者とすることができる。

(1) 事業開始日以後に出生した児童

(2) 令和4年4月1日から事業開始日の前日までに出生した児童

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する児童（以下「対象児童」という。）に係る子育て応援給付金支給対象者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援給付金が支給されたときは、他の子育て応援給付金支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援給付金は支給しないものとする。

4 前2項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、子育て応援給付金の支給の対象としない。

- (1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障がい児入所施設等の設置者
- (3) 法人
(支給額)

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 出産応援給付金 妊娠1回につき5万円
- (2) 子育て応援給付金 対象児童1人につき5万円
(支給の申請)

第5条 出産応援給付金の支給を受けようとする者（以下「出産応援給付金申請予定者」という。）のうち、第3条第1項第1号に該当する者は、妊娠の届出をし、かつ、妊娠の届出時の面談等を受けた後において、他の市町村で同一の妊娠について出産応援ギフトの支給等を受けていないこと等出産応援給付金の支給の決定のために必要な情報を関係機関等に確認し、及び共有することについて同意した上、広陵町出産応援給付金申請書（第1号様式）を町長に提出するものとする。ただし、当該申請書を提出する前に流産又は死産した出産応援給付金申請予定者は、妊娠の届出時の面談等を受けることを要しない。

2 出産応援給付金申請予定者のうち、第3条第1項第2号及び第3号に該当する者は、妊娠期間アンケートを提出し、かつ、他の市町村で同一の妊娠について出産応援ギフトの支給等を受けていないこと等出産応援給付金の支給の決定のために必要な情報を関係機関等に確認し、及び共有することについて同意した上、広陵町出産応援給付金申請書（第1号様式）を町長に提出するものと

する。ただし、当該申請書を提出する前に流産又は死産した出産
応援給付金申請予定者は、妊娠期間アンケートを提出することを
要しない。

3 子育て応援給付金の支給を受けようとする者（以下「子育て
応援給付金申請予定者」という。）のうち、第3条第2項第1号の
対象児童を養育する者は、出生後の面談等を受けた後において、
他の市町村で同一の対象児童について子育て応援ギフトの支給等
を受けていないこと等子育て応援給付金の支給の決定のために必
要な情報を関係機関等に確認し、及び共有することについて同意
した上、広陵町子育て応援給付金申請書（第2号様式）を町長に
提出するものとする。ただし、当該申請書を提出する前にその対
象児童が死亡した子育て応援給付金申請予定者は、出生後の面談
等を受けることを要しない。

4 子育て応援給付金申請予定者のうち、第3条第2項第2号の対
象児童を養育する者は、出生後アンケートを提出し、かつ、他の
市町村で同一の対象児童について子育て応援ギフトの支給等を受
けていないこと等子育て応援給付金の支給の決定のために必要な
情報を関係機関等に確認し、及び共有することについて同意した
上、広陵町子育て応援給付金申請書（第2号様式）を町長に提出
するものとする。ただし、当該申請書を提出する前にその対象児童
が死亡した子育て応援給付金申請予定者は、出生後アンケートの
提出を行うことを要しない。

5 前各項の規定にかかわらず、出産応援給付金申請予定者のうち、
既に対象児童を出産している者は、第1項に規定する面談等又は
第2項に規定する妊娠期間アンケートの提出及び第3項に規定す
る面談等又は第4項に規定する出産後アンケートの提出を行い、
他の市町村で同一の妊娠又は対象児童について出産応援ギフト又

は子育て応援ギフトの支給等を受けていないこと等給付金の支給の決定のために必要な情報を関係機関等に確認し、及び共有することについて同意した上、広陵町出産応援給付金申請書兼広陵町子育て応援給付金申請書（第3号様式）を町長に提出し、出産応援給付金及び子育て応援給付金の支給の申請をすることができるものとする。

（申請時期）

第6条 前条第1項の規定による申請は、妊娠中に行うものとする。

ただし、災害その他出産応援給付金申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により当該申請を行うことができなかつたときは、当該事情がやんだ日から起算して3箇月以内に当該申請を行うものものとする。

2 前条第2項の規定による申請は、原則として、事業開始日から起算して6箇月以内に行うものとする。ただし、災害その他出産応援給付金申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により当該申請を行うことができなかつたときは、当該事情がやんだ日から起算して3月を経過する日又は令和6年3月1日のいずれか早い日までに当該申請を行うものとする。

3 前条第3項の規定による申請は、原則として、対象児童の出生後の面談等を受けた日から起算して2箇月以内に行うものとする。ただし、災害その他子育て応援給付金申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により当該申請を行うことができなかつたときは、当該事情がやんだ日から起算して3月を経過する日又は当該対象児童が3歳に達する日のいずれか早い日までに当該申請を行うものとする。

4 前条第4項の規定による申請は、原則として、事業開始日から起算して6箇月以内に行うものとする。ただし、災害その他子育て

て応援給付金申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により当該申請を行うことができなかつたときは、当該事情がやんだ日から起算して3月を経過する日又は令和6年3月1日のいずれか早い日までに当該申請を行うものとする。

(支給の決定)

第7条 町長は、第5条各項の規定による申請を受理したときは、給付金の支給の可否を決定し、広陵町出産応援給付金・広陵町子育て応援給付金支給(不支給)決定通知書(第4号様式)により当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、町長は、給付金の支給の決定のために必要がある認めるときは、産科医療機関等に所要の事項について確認を行うものとする。

(給付金の返還)

第8条 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合において、給付金の支給の決定を取り消し、既に支給した給付金があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。